

田原市商業団体等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小商業及びサービス業の振興を図るため、商業団体等が行う事業に対し交付する田原市商業団体等事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、法人格を有する団体その他業界の指導的な立場にあつて市長が適当と認める団体とする。ただし、次の各号に掲げる事業については、当該各号に定める団体を補助対象団体とする。

- (1) 街路灯等維持管理事業（街路灯等の修理(LED化を含む。)に係るものに限る。）
田原市商工会、渥美商工会及び田原旭町通り商店街協同組合
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策中小企業支援事業 田原市商工会及び渥美商工会
- (3) 田原市共同商品券事業 田原市共同商品券事業協議会
- (4) 市街地活性化施設運営事業、施設整備費借入金利子補給及びタウンマネジメント推進事業 株式会社あつまるタウン田原

2 補助対象団体は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 営利を目的としないこと。
- (2) 代表者又は役員のあること。
- (3) 定款又はこれに準ずるものが定められていること。
- (4) 収支の経理が明確にされていること。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表に掲げるとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 一部少数団体員の利益となるもの
- (2) 既に借用している施設又は他に使用されている施設を買収するもの
- (3) 道路法（昭和27年法律第180号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に抵触するもの
- (4) 同一年度において、市の他の補助の対象となったもの
- (5) 補助対象経費の総額が10万円未満のもの。ただし、街路灯等維持管理事業を

除く。

(6) 市の補助の対象となった施設で5年を経たないで新設又は3年を経たないで改造しようとする施設

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書(様式第1号)を、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をするものとする。

(交付の条件)

第6条 市長は、交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付するものとする。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、第5条の規定により交付決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付の申請をした団体に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 交付決定を受けた団体(以下「補助団体」という。)は、当該交付決定に係る補助対象事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止(以下「変更等」という。)しようとする場合は、補助事業変更等申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める軽易な事業内容の変更の場合は、この限りでない。

(変更等の決定の通知)

第9条 市長は、補助事業変更等申請書を受理したときは、第5条及び第6条の規定の例により変更等の決定をし、補助事業変更等決定通知書(様式第4号)により補助団体に通知するものとする。

(概算払・前払金)

第10条 市長は、補助事業の実施に必要と認めた場合は、補助団体が提出する補助金概算払・前金払請求書(様式第5号)に基づいて、補助金の一部又は全部を概算又は前金により補助団体に交付することができる。

(実績報告書の提出)

第11条 補助団体は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、補助事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行う。

2 市長は、前項の規定による審査及び現地調査に基づいて交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第7号)により補助団体に通知するものとする。

3 前項の規定による補助金の確定額は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額の合計額又は補助金の交付決定額(補助金の変更等の決定をした場合は、変更交付決定額)のいずれか低い額とする。

(補助金の交付)

第13条 補助金確定通知書を受けた補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付する。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第14条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 法令、例規、この要綱及び交付決定に付した条件に違反した場合

(2) 補助金を他の用途に使用した場合

(3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められる場合

(4) 実支出額が補助対象経費に比べて減少した場合

(5) 市長の承認を受けないで、変更等した場合

(6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があった場合

(遅延利息)

第15条 補助団体は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(財産処分の制限)

第16条 補助団体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「補助財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に反して、補助財産を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助団体は、補助財産を用途変更し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、補助財産処分申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助財産が、補助金の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、市長が必要ないと認めた場合はこの限りでない。
- 3 市長は、補助財産処分申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助財産の処分を決定し、補助財産処分決定通知書（様式第10号）により補助団体に通知するものとする。
- 4 市長は、補助団体が市長の決定を得て財産を処分したことにより収入を得た場合には、その交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることができる。

（関係書類の整理）

第17条 補助団体は、補助事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整理し、これらの書類を補助事業完了の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

（必要な指示）

第18条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、目的を達成するために必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

（適用の特例）

第19条 国、県その他の団体の補助金等によって、市長が間接補助事業者となる場合については、この要綱にかかわらず、国、県その他の団体が定めた補助金交付要綱等によることができるものとする。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成4年8月12日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成4年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は同年3月31日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率
実施計画策定	実施計画策定に要する費用	補助対象経費の2分の1以内
共同施設事業	商店街等環境施設設置に要する費用	補助対象経費の2分の1以内
	機械設備に要する費用	
	街路灯設置に要する費用	補助対象経費の4分の3以内
共同事業	共同宣伝事業に要する費用	補助対象経費の5分の2以内
	商店街の催事に要する費用	
	講習会等に要する費用	
新規商業団体支援事業	共同施設事業（街路灯設置に要する費用を除く。）、共同事業に要する費用（初年度のみ）	補助対象経費の2分の1以内
街路灯等維持管理事業	街路灯等の電灯料に要する費用	補助対象経費の4分の3以内
	街路灯等の修理(LED化を含む。)に要する費用 (補助対象団体：田原市商工会、渥美商工会、田原旭町通り商店街協同組合)	補助対象経費の2分の1以内
田原市共同商品券事業	プレミアム付商品券発行事業 ○商品券のプレミアム分 ○事務経費 ・商品券等印刷製本費及び発行費用 ・換金手数料 ・その他プレミアム付商品券発行事業を行うために要する経費で必要と認める経費 (補助対象団体：田原市共同商品券事業協議会)	補助対象経費の10分の10以内
新型コロナウイルス感染症対策中小企業支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対し、専門家(社会保険労務士、中小企業診断士等をいう。以下同じ。)による相談窓口を開設した場合における、相談窓口で相談業務を行う専門家に要する費用 (補助対象団体：田原市商工会、渥美商工	補助対象経費の10分の10以内

	会)	
新型コロナウイルス感染症対策対応事業者支援事業	<p>新型コロナウイルス感染症の対策用品を購入した事業者に支援金を交付する事業に要した経費として次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援金相当額 ○事務経費 <ul style="list-style-type: none"> ・需用費 ・振込手数料 <p>(補助対象団体: 田原市商工会、渥美商工会)</p>	補助対象経費の10分の10以内
市街地活性化施設運営事業	<p>田原市街地まちづくりビジョンに定められた中心市街地において、一般公衆の利便に寄与する駐車場の運営に要する経費のうち施設用地及び施設の賃借に要する費用</p> <p>(補助対象団体: 株式会社あつまるタウン田原)</p>	補助対象経費の2分の1以内
施設整備費借入金利子補給	<p>施設整備事業に要する借入金利息</p> <p>(補助対象団体: 株式会社あつまるタウン田原)</p>	補助対象経費の2分の1以内
タウンマネジメント推進事業	<p>田原市街地まちづくりビジョンに定められた中心市街地において、タウンマネジメント事業の実施に要する経費のうち人件費に要する費用</p> <p>(補助対象団体: 株式会社あつまるタウン田原)</p>	補助対象経費の2分の1以内

備考

対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助金の対象としない。ただし、田原市共同商品券事業については、この限りでない。

様式第1号（第4条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所（又は団体名）

氏名（代表者名）

年度
のとおり申請します。

事業として補助金の交付を受けたいので、下記

記

1 事業の名称

2 事業の目的

3 事業の内容

4 事業期間 着手（予定） 年 月 日
完了（予定） 年 月 日

5 補助金交付申請額 金 円

（添付書類）

- 1 収支予算書及び事業計画書
- 2 その他参考となる資料

様式第2号（第7条関係）

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年度 事業の補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業の名称、目的、内容及び実施期間
年 月 日付による申請書のとおり
- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額
補助事業に要する経費 金 円
補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助金の交付条件

様式第3号（第8条関係）

補助事業変更等申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所（又は団体名）

氏名（代表者名）

年度 事業について、下記のとおり変更等をしたいので申請します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 補助金交付申請額（変更後の総額） 金 円

（添付書類）

- 1 収支予算書及び事業計画書
- 2 その他参考となる資料

様式第4号（第9条関係）

補助事業変更等決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年度 事業について、下記のとおり変更等を行うこと
に決定したので、通知します。

記

- 1 変更等の内容
- 2 変更等の理由
- 3 変更等後の補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額
補助事業に要する経費 金 円
補助金の交付決定額（変更後の金額） 金 円
- 4 補助金の交付条件の変更

様式第5号（第10条関係）

補助金概算払・前金払請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所（又は団体名）

氏名（代表者名）

年度 事業の補助金の概算・前金払を、下記のとおり
請求します。

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1 交付決定（変更交付決定）額 | 金 | 円 |
| 2 概算・前金払請求額 | 金 | 円 |

（添付書類）

収支予算書及び事業計画書、又はその他参考となる資料

様式第6号（第11条関係）

補助事業実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所（又は団体名）

氏名（代表者名）

年度 事業が完了したので、下記により報告します。

記

1	補助事業実施期間	着手	年	月	日
		完了	年	月	日

2 補助事業の実績及び効果

（添付書類）

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 その他事業の実施に関する資料

様式第7号（第12条関係）

補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

年度 事業の補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 確定の基礎となった事業費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定通知額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 金 | 円 |

様式第8号（第13条関係）

補助金請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所（又は団体名）

氏名（代表者名）

年度 事業の補助金を、下記のとおり請求します。

記

1	補助金確定額	金	円
2	概算・前金受領済額	金	円
3	差引請求額	金	円

様式第9号（第16条関係）

補助財産処分申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所（又は団体名）

氏名（代表者名）

年度 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、下記のとおり処分したいので申請します。

記

- 1 処分する財産
- 2 処分の内容
- 3 処分の理由

様式第10号（第16条関係）

補助財産処分決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年 月 日付で処分の承認申請のあった補助財産について、下記のとおり処分することを決定したので通知します。

記

- 1 処分する財産
- 2 処分の内容
- 3 処分の理由